

納入通知書に関するよくある質問集

< 目次 >……………P1～2

※お問い合わせの多いものに★を付けています。

1.納入通知書について……………P3～

Q1.納入通知書が送られてきたのはなぜか？★

Q2.国保に加入していないが、納入通知書が私(世帯主)に送られてきたのはなぜか？★

Q3.勤め先の健康保険に加入している。国保からも請求が来ているのはなぜか？★

Q4.世田谷区から転出したが、転出先の区市町村と世田谷区の両方から請求が来た。二重払いではないのか？

Q5.国保の加入期間は納入通知書のどこを見ればわかるか？★

Q6.保険料の個人別内訳は納入通知書のどこを見ればわかるか？★

2.保険料について……………P5～

Q1.保険料が前年度に比べて高くなったのはなぜか？★

Q2.保険料はどのように計算されるのか？

Q3.前年中に収入がなかったが、所得の申告(確定申告や住民税申告)は必要か？

Q4.所得の申告(確定申告や住民税申告)をしたが、保険料は変わるのか？

Q5.世田谷区に転入してきたが、年度の途中で別の健康保険に加入予定。保険料は変わるのか？

Q6.世田谷区に転入してきたが、前住所地と保険料が異なるのはなぜか？

3. 軽減について……………P6～

Q1. 保険料の軽減制度にはどのようなものがあるのか？★

Q2. 保険料が軽減されているか納入通知書のどこを見ればわかるか？★

Q3. 留学生の保険料軽減はあるのか？★

4. 納付について……………P8～

Q1. 世帯主ではなく、加入者個人ごとに保険料を分けて納付することはできないのか？★

Q2. 1回で納付する保険料は1か月分の保険料にならないのか？

Q3. 4、5、6月に納付がないのはなぜか？★

Q4. 保険料の納付が困難な場合、どうすればいいか？

5. 年金天引き（特別徴収）について……………P9～

Q1. 今年度から年金天引き（特別徴収）になった。1回あたりの納付額が増えたのはなぜか？

Q2. 昨年度から年金天引き（特別徴収）が続いている。4、6、8月期と10、12、2月期で保険料が変わったのはなぜか？

Q3. 年金天引き（特別徴収）で納めていたが、年金天引き中止になったのはなぜか？

Q4. 年金天引き（特別徴収）に該当した場合、年金天引き以外に保険料を納付する方法はないのか？

1.納入通知書について

Q1.納入通知書が送られてきたのはなぜか？★

A1. 納入通知書の【この通知をお送りした理由】をご確認ください。なお、複数該当する場合は併記されます。また、**納入通知書は記号番号ごとに発行します**。同年度内に複数記号番号がある方は同じ年度内複数納入通知書が届く場合があります。

また、世帯主が加入しておらず、世帯内に加入者がいる場合もお送りします（詳しくは「**1** 納入通知書について **Q2**」をご参照ください）。

【この通知をお送りした理由】に表記されるもの	主な内容 ※納入通知書は記号番号ごとに発行します。下記内容の文頭に「該当記号番号の」と足して読んでください。
当初決定	該当年度保険料を初めて決定（賦課）した通知
当初決定（軽減該当）	該当年度保険料を初めて決定（賦課）した通知で、かつ、均等割額の軽減が該当している
加入または脱退	世田谷区の国民健康保険に加入・脱退した方がいる（他の自治体からの転入・転出も含む）
世帯主の変更	住民票上の世帯主が変更となった
資格の異動	特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減の適用、世帯合併・転居による加入者の増・減があった
介護2号該当	40歳の誕生月（誕生日が1日の方はその前月）から介護分の保険料が加算されます
税所得情報の判明または変更	世帯主・加入者の税所得情報が判明または変更となった
特別徴収の中止	資格の異動などにより、特別徴収が中止となった

Q2.国保に加入していないが、納入通知書が私（世帯主）に送られてきたのはなぜか？★

A2. 国民健康保険法では、「世帯主から保険料を徴収する」と規定されています。このため、納付義務者は世帯主であり、世帯主が国保に加入していても、家族が加入していれば住民登録上の世帯主あてに納入通知書等を送付しています。ただし、保険料は国保加入者のみで計算しています。

Q3.勤め先の健康保険に加入している。国保からも請求が来ているのはなぜか？★

A3.

①国保脱退の届出が済んでいない場合

国保から社会保険に変更された場合、自動的に国保脱退とはなりません。ご自身で[国民健康保険脱退の届出（区 HP 31882）](#)をしてください。原則届出の翌月に、保険料を加入月数で再計算して、保険料の不足や納め過ぎを通知します。

②国保脱退の届出が済んでいる場合

国保の保険料は原則、後払いになります。国保脱退の届出後、保険料を再計算し、不足分があれば請求します。納付時期は重なりますが、保険料（加入期間）は重複しません。世田谷区の国保で保険料が発生している月は、「**1** 納入通知書について **Q5**」をご参照ください。

Q4.世田谷区から転出したが、転出先の区市町村と世田谷区の両方から請求が来た。二重払いではないのか？

A4.世田谷区で国保に加入していた月分の保険料です。

納入通知書の加入期間をご確認の上、お間違いなければ、お支払いいただく必要があります。

(例) 5月7日付で転出した場合、4月（転出する前月）分に相当する保険料を7月期として世田谷区から請求します。5月分以降に相当する保険料は転出先の区市町村でお支払いください。

Q5.国保の加入期間は納入通知書のどこを見ればわかるか？★

A5.納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」の「加入期間」欄の○や◎が該当期間です。月の末日で国保に加入していた場合、月割りでその月分の保険料がかかります。月の途中からの加入・脱退であったとしても、日割りはございません。

Q6.保険料の個人別内訳は納入通知書のどこを見ればわかるか？★

A6.納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」に保険料の個人別内訳があります。ただし、最高限度額世帯については、世帯保険料を各人の所得をもとに^{あんぶん}按分して表示しています。

2.保険料について

Q1.保険料が前年度に比べて高くなったのはなぜか？★

A1.以下のいずれかに該当する世帯は、昨年度と比べて高くなる可能性があります。

- (1) 世帯主や国保加入者の所得が前年より増えた世帯
- (2) 国保加入者が増えた世帯
- (3) 国保加入者で40歳になった人がいる世帯
- (4) 世帯主や国保加入者の所得が申告されていない世帯

その他、[国民健康保険料の料率や最高限度額（区 HP !\[\]\(0aff635c4179ba9e710b00f4b01d3b20_img.jpg\) 32129）](#)の改定による場合もあります。

Q2.保険料はどのように計算されるのか？

A2.国保に加入している方の人数・年齢と前年の所得金額をもとに世帯単位で計算します。詳しくは、[保険料の計算方法（区 HP !\[\]\(0b5e7e25e8775f7e7e80906ada4f0021_img.jpg\) 32129）](#)をご確認ください。

Q3.前年中に収入がなかったが、所得の申告（確定申告や住民税申告）は必要か？

A3.世帯主（国保加入の有無にかかわらず）や国保加入者で前年中に収入がなかった場合は、[住民税申告](#)で収入がなかった旨の申告が必要です。また、非課税の場合でも、同様に住民税申告での申告が必要です。ただし、確定申告をされた方や勤務先から源泉徴収票を受け取った方などは、住民税申告は不要です。

Q4.所得の申告（確定申告や住民税申告）をしたが、保険料は変わるのか？

A4.所得申告（確定申告や住民税申告）をした場合は、保険料を再計算し、保険料に変更があれば、通知等をお送りします。変更後の通知等が届くまでは、現在の決定されている保険料額でお支払いください。ただし、保険料が再計算できる期間には制限があります。

Q5.世田谷区に転入してきたが、年度の途中で別の健康保険に加入予定。保険料は変わるのか？

A5.ご自身で[国民健康保険脱退の届出（区 HP 31882）](#)をしてください。原則届出の翌月に保険料を再計算します。保険料に変更があれば、通知等をお送りします。

また、転入日より前に遡って別の健康保険を取得した場合、前住所地でも国民健康保険脱退のお手続きが必要な場合がありますので、詳しくは前住所地の自治体へお問い合わせください。

Q6.世田谷区に転入してきたが、前住所地と保険料が異なるのはなぜか？

A6.

① 計算方法の違い

保険料の計算方法は区市町村で違うため、同じ所得でも保険料が異なる場合があります。

②支払い回数（年保険料の割り付け）の違い

世田谷区では、12か月分の保険料を原則7月～翌年3月の9回でお支払いいただきます。前住所地と支払い回数が違うと、1回あたりの保険料が異なる場合があります。

③前住所地からの所得情報が未判明

世田谷区外から転入して加入された方については、保険料の算定基礎となる前年の所得が不明のため、暫定的に所得0円で計算（均等割のみで保険料を計算）しています。

その後、世田谷区から前住所地に問い合わせ、前年所得が判明次第、保険料を再計算します。均等割額の軽減や所得割額の反映など、保険料が変更になる場合は、その都度納入通知書を送付します。変更後の通知が届くまでは、現在決定されている保険料額をお支払いください。

3. 軽減について

Q1. 保険料の軽減制度にはどのようなものがあるのか？★

A1. 主な軽減制度に均等割の軽減や解雇・雇い止め（非自発的）による失業者の保険料軽減があります。詳しくは[保険料軽減・減免について（区HP 193382）](#)をご確認ください。

Q2. 保険料が軽減されているか納入通知書のどこを見ればわかるか？★

A2. 軽減を確認できる箇所は主に3箇所あります。

①均等割軽減

→納入通知書「1 世帯の保険料は、次のとおりです。」に「○割軽減」と記載されます。

②均等割軽減（未就学児）

→納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入されている方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」の所得割の算出基礎の欄に「#」と記載されます。

③非自発的失業者の保険料軽減

→納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入されている方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」の所得割の算出基礎の欄に「★」と記載されます。

Q3. 留学生の保険料軽減はあるのか？★

A3. 留学生であるかどうかは軽減の判定条件ではありません。

国民健康保険料は前年の所得をもとに計算しています。

前年の所得が一定以下の方は保険料が軽減されますので、収入の有無に関わらず、所得の申告をしてください。ただし、前年中にアルバイト等で日本での給与収入があり、勤務先から住民登録地の住民税担当課に支払報告書が提出されている方は、原則所得の申告は必要ありません。

また、国外から世田谷区に転入され、前年の1～12月の間に日本での収入がなかった方は、「国民健康保険料に関する申告書（簡易申告書）」を提出することによって保険料が軽減される場合があります。詳細は、国保・年金課資格賦課（03-5432-2331）までお問い合わせください。

●申告方法●

1月1日時点の住民登録地	提出する申告書	提出先
国外	国民健康保険料に関する申告書 （簡易申告書）	国保・年金課 資格賦課 （03-5432-2331）
国内 （世田谷区内）	住民税の申告書	課税課 （区HP 10163）
国内 （世田谷区以外）	住民税の申告書	1月1日に住んでいた自治体

4.納付について

Q1.世帯主ではなく、加入者個人ごとに保険料を分けて納付することはできないのか？★

A1.国民健康保険料は、世帯単位で国民健康保険加入者の保険料を計算し、納付義務者である世帯主あてに送付します。このため、加入者ごとに保険料を分けて納付することはできません。

なお、保険料の年間個人別内訳は納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入されている方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」に記載していますので、参考にしてください。

Q2.1回で納付する保険料は1か月分の保険料にならないのか？

A2.必ずしも1回の納付が1か月分にはなりません。1か月分の保険料の目安は、納入通知書「3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。」の「保険料」を「加入期間」で割るとおおよその金額が算出できます。

Q3.4、5、6月に納付がないのはなぜか？★

A3.世田谷区では、住民税の計算のため、年度当初の保険料の決定を7月に行っております。したがって、納付開始も7月からとなります。

Q4.保険料の納付が困難な場合、どうすればいいか？

A4.納付が困難な理由や生活状況を確認し、今後の納付計画のご相談をお受けします。[保険料収納課 納付相談の窓口（区役所第2庁舎2階）](#)や[お電話（03-5432-2343）](#)にてご相談ください。

5.年金天引き(特別徴収)について

Q1.今年度から年金天引き(特別徴収)になった。1回あたりの納付額が増えたのはなぜか？

A1.年金天引きと口座振替や納付書では1回あたりの納付額が異なります。

・年金天引き

→1年間分の保険料を6回でお支払いいただきますので、1回のお支払いが約2か月分になります。

・口座振替や納付書

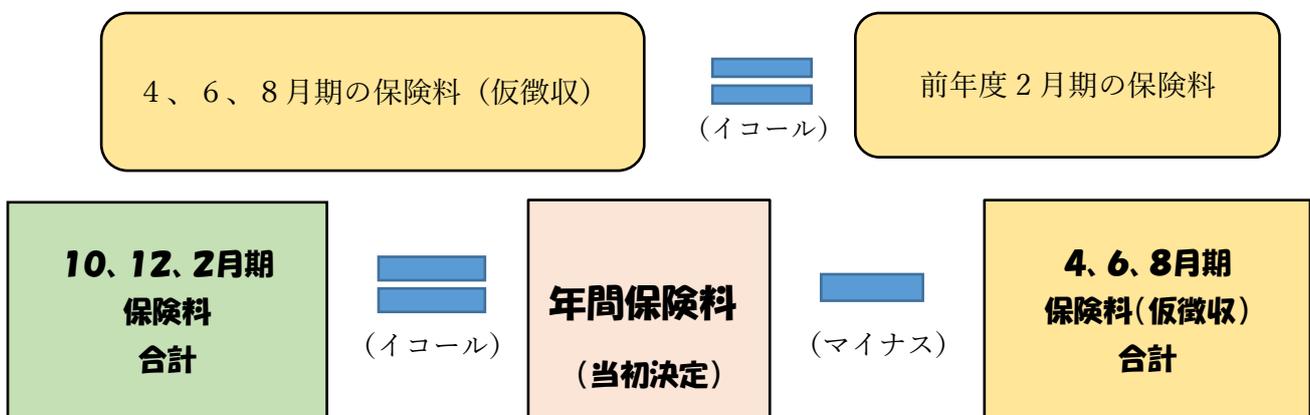
→1年分の保険料を9回でお支払いいただきます。そのため1回のお支払いは約1.33か月分になります。1回のお支払い金額は年金天引きの方が高いですが、納付方法で年保険料が変わることはありません。

Q2.昨年度から年金天引き(特別徴収)が続いている。4、6、8月期と10、12、2月期で保険料が変わったのはなぜか？

A2.4、6、8月期の保険料は前年度2月期の保険料と同じ金額でお支払いいただき(これを「仮徴収」といいます。)、10、12、2月は7月に当初決定した年間保険料額から仮徴収合計額を除いた額を10、12、2月期の3回に分けてお支払いいただくためです。

なお、翌年度仮徴収となる場合には、納入通知書「2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです。」に金額等を表示しています。(イメージ図は次ページ)

(仮徴収・年金天引きイメージ図)



Q3. 年金天引き（特別徴収）で納めていたが、年金天引き中止になったのはなぜか？

A3. 以下の①～④いずれか1つでも該当しなくなった世帯は、年金天引きではなくなります。[令和5（2023）年度版国保のしおり P25～27（区HPQページ番号162271）](#)をご確認ください。

①世帯主が国民健康保険に加入している

中止になる例) 世帯主が75歳になり、後期高齢者医療保険へ移行した

②世帯内の国保加入者が全員65～74歳である。

中止になる例) 64歳以下の方が同世帯に加入した

③世帯主が年額18万円以上の老齢基礎年金等の公的年金を受給している。

中止になる例) 年金受給が中止となった

④介護保険料と国民健康保険料の合計金額が老齢基礎年金等の公的年金受給額の2分の1を超えない。

中止になる例) 令和5年度（令和4年1～12月分）の所得が前年度より増えた

Q4. 年金天引き（特別徴収）に該当した場合、年金天引き以外に保険料を納付する方法はないのか？

A4. 口座振替で納付が可能です。納付方法申出書等を提出していただく必要がありますので、国保・年金課 資格賦課（03-5432-2331）までご連絡ください。